

船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、「誰もが互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまち」の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うことを約した2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人の者が、互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うと約することを市長に対して誓うことをいう。
- (3) 申告 本市への転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を船橋市と締結した他の地方公共団体（以下、「連携地方公共団体」という。）において宣誓に類する行為をし、第6条に規定する証明書又は証明カードに類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けた2人の者が、当該事実及びパートナーシップを形成していることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

（宣誓の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、宣誓をしようとする日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 宣誓しようとする2人の者のうちのいずれかが、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市の住民基本台帳に記載され、市に居住している者又は宣誓をした日から3か月以内に本市への転入を予定している者であること。
- (3) 現に婚姻していない者であること。
- (4) 宣誓しようとする者以外の者と既にパートナーシップを形成している者でないこと。
- (5) 宣誓しようとする2人の者が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士（同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士を除く。）でないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、原本を提出することができない書類については、原本を提示し、その写しを提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）、個人番号カード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって住所が記載されているもの
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

- 2 前項の規定により宣誓を行った者（以下「宣誓者」という。）が、本市への転入を予定している場合は、宣誓をした日から3か月以内に、本市へ転入したことが確認できるもの（住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって住所が記載されているもの）を提示し、その写しを提出しなければならない。
- 3 宣誓者が本人であるかどうかの確認方法は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第27条の2第1項の規定の例による。

（通称の使用）

第5条 宣誓者は、宣誓には通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓又は申告時に提示し、その写しを提出しなければならない。

（証明書及び証明カードの交付）

第6条 宣誓者及び第8条の規定により届出をされた子は、第13条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書（第2号様式）により、パートナーシップ宣誓証明書（第3号様式。以下「証明書」という。）又はパートナーシップ宣誓証明カード（第4号様式。以下「証明カード」という。）の交付を申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定により交付の申請があったときは、当該申請を行った者に対し、第4条第3項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書又は証明カードを交付するものとする。この場合において、宣誓者が前条の規定により通称名を使用したときは、通称名のほか、戸籍に記載されている氏名（外国人等の場合にあっては、これに準ずるもの）を証明書又は証明カードに記載するものとする。
- 3 市長は、第8条第2項の届出を受けている場合は、証明書及び証明カードに当該届出を受けた子の氏名及び生年月日を記載するものとする。

（申告の方法）

第7条 申告をしようとする者は、パートナーシップ宣誓継続申告書（第5号様式。以下「申告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、原本を提出することができない書類については、原本を提示し、その写しを提出しなければならない。

（1） 転入前に交付を受けた証明書等類似書類

（2） 住民票の写し（申告日前3か月以内に発行されたものに限る。）、個人番号カード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって連携地方公共団体の区域内から本市への転入が確認できるもの

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

- 2 前項の規定により申告を行った者（以下「申告者」という。）が、本市への転入を予定している場合は、申告をした日から3か月以内に、本市へ転入したことが確認できるもの（住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって住所が記載されているもの）を提示し、その写しを提出しなければならない。
- 3 申告者が本人であるかどうかの確認方法は、第4条第3項の規定を準用する。
- 4 市長は、第1項の規定により申告書の提出があった場合において、証明書を申告者に交付するものと

する。

（子に関する届出）

第8条 宣誓者は、一方又は双方の未成年の子（実子又は養子に限る。以下「子」という。）の届出をすることができる。

2 子の届出をしようとする者は、子に関する届（様式第7号）を宣誓者の双方で記載し、次に掲げる書類を添え、当該子の実親又は養親が市長に提出するものとする。この場合において、15歳以上の子について届出をするときは事前に当該子の同意を得るものとする。

（1） 子であることを証明する書類

（2） 前号に掲げるもののほか市長が認める書類

3 宣誓者は、前項の規定による届出事項に変更があった場合は、子に関する届に変更後の事項を確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。

4 宣誓者又は15歳以上の子は、当該子の届出の削除を希望するときは、子に関する届を市長に提出するものとする。

5 前3項の規定により子に関する届を受けたときは、第4条第3項に規定する方法により、本人確認を行うものとする。

（パートナーシップの変更等及び証明書等の返還）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ変更・解消届（第6号様式。以下「変更・解消届」という。）により市長に届け出なければならない。この場合において、宣誓者が本人であるかどうかの確認については、第4条第3項の規定を準用する。

（1） 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があったとき。

（2） パートナーシップが解消されたとき。

（3） 双方が市外へ転出したとき。（宣誓者が連携地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告する場合を除く。）

（4） 宣誓者の一方が死亡したとき。

2 宣誓者は、前項第1号の規定により変更・解消届を提出しようとするときは、第4条第1項に規定する書類であって、変更後の事項を確認できるものを提出し、又は提示するものとする。この場合において、同項中「宣誓日前」とあるのは「届出日前」と読み替えるものとする。

3 宣誓者は、第1項第2号又は第3号に該当する場合には、交付を受けた証明書及び証明カードを返還するものとする。ただし、国又は地方公共団体の機関への提出等の理由により証明書及び証明カードを返還することが困難なときは、この限りでない。

4 市長は、第1項の届出があった場合において、宣誓者のうちに、同項後段の規定による確認をすることができない者がいるときは、当該届出を受領した後遅滞なく、その者に対し、当該届出を受領したことを通知するものとする。

5 前項の通知については、戸籍法第27条の2第2項の規定の例による。

6 市長は、宣誓者が連携地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告した場合は、証明書又は証明カードが返還されたものとみなすことができる。

（宣誓の無効）

第10条 宣誓者が次の各号のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とする。

- (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 第3条各号の規定に反していることが判明したとき。
- (3) 第4条第2項又は第7条第2項の規定に反して、本市への転入を証明する書類を提出しないとき。

2 市長は、前項の規定により宣誓を無効とした場合は、宣誓者に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

(市における宣誓の取扱い)

第11条 市長は、宣誓及び市が交付した証明書並びに証明カードの趣旨にのっとり、施策を行うものとする。

(市民及び事業者への周知)

第12条 市長は、市民及び事業者が宣誓及び市が交付した証明書並びに証明カードの趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。

(宣誓書の保存期間)

第13条 市長は、宣誓書を20年間保存するものとする。

(準用)

第14条 第3条から第6条(第4条第1項から第3項までの規定を除く)及び第8条から前条までの規定は申告をする場合について準用する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

パートナーシップ宣誓書

（あて先）船橋市長

私たちは、船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓します。

互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うこと。

宣 誓 者					
（フリガナ）			（フリガナ）		
氏 名 （自 署）			氏 名 （自 署）		
（通称名の場合、 戸籍上の氏名※1）			（通称名の場合、 戸籍上の氏名※1）		
生年月日		年 月 日	生年月日		年 月 日
連絡 先 ※ 2	住 所		連絡 先 ※ 2	住 所	
	電話番号	（ ）		電話番号	（ ）
	メールアドレス			メールアドレス	

※1 外国人等の場合は戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して宣誓を行った場合は、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

※2 必要に応じ市から連絡する場合があります。

なお、宣誓に当たり、次に掲げる事項を確認しました。

第3条	確認事項（該当項目に✓をつける）		
第1号	2人とも、成年に達している。		☐
第2号	2人の少なくともいずれか一方が、市内に住所を有している。		☐
	いずれも市外在住の場合	2人の少なくともいずれか一方が、市内への転入を予定している。※3 転入予定日 年 月 日	☐
第3号	2人とも、婚姻していない。		☐
第4号	2人とも、共に宣誓を行おうとしている者以外とのパートナーシップを形成していない。		☐
第5号	直系血族又は3親等内の傍系血族の関係ではない（養子と養方の傍系血族との関係を除く）。		☐
	直系姻族の関係ではない。		☐
	養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属の関係ではない（親族関係が終了した場合を除く）。		☐

※3 市内に転入したことが分かるもの（転入後に発行された住民票の写し等）を宣誓をした日から3か月以内に提示し、その写しを提出してください。

第2号様式（第6条第1項関係）

年 月 日

パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書

（あて先）船橋市長

船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードの交付を申請します。

宣 誓 者			
（フリガナ）		（フリガナ）	
氏 名		氏 名	
（通称名の場合、 戸籍上の氏名） ※1		（通称名の場合、 戸籍上の氏名） ※1	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日

※1 通称名を使用している場合には、証明の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

交付を求めるもの（該当する□に✓をつける）		
種 別	☐ パートナーシップ宣誓証明書	☐ パートナーシップ宣誓証明カード※2
必要な数	通	

※2 宣誓証明カードは1人1枚のみ交付します。

窓口に来た者（宣誓者のいずれかに限る）	
住 所	
氏 名	
電話番号	（ ）
メールアドレス	
証明書の交付を必要とする理由	（証明カードの再交付の場合 ☐ 紛失 ☐ 毀損・汚損）※3

※3 宣誓証明カードの再交付は、紛失・毀損等やむを得ない場合に限りです。
次の事項を確認してください。

確認事項（該当項目に✓をつける）			
第2条		パートナーシップの関係を維持している。	☐
第3条	第1号	2人とも、成年に達している。	☐
	第2号	2人の少なくともいずれか一方が、本市内に住所を有し、又は本市内への転入を予定している。	☐
	第3号	2人とも、婚姻していない。	☐
	第4号	2人ともパートナー以外の者とのパートナーシップを形成していない。	☐
	第5号	2人が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係ではない（親族関係が終了した場合を除く）。	☐

第 年 月 号
日

パートナーシップ宣誓証明書

氏名

氏名

住所

住所

年 月 日生

年 月 日生

宣誓日 年 月 日

上記両名が、船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、互いをパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓したことを証明します。

互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うこと

船 橋 市 長 ○ ○ ○ ○

(裏)

注意事項

- 1 この証明書は、船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って利用すること。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出ること。
 - (1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。
 - (2) パートナーシップが解消されたとき。
 - (3) 双方が市外へ転出したとき。
 - (4) 一方が死亡したとき。
- 3 2(2)、(3)に該当する場合は、この証明書を市長に返還すること。

この証明書の提示を受けた方へ

船橋市は、誰もがお互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまちの実現を目指すため、この証明書を発行しています。

市民や事業者の皆様には、このパートナーシップの趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1 パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うことを約した2人の関係を言います。

2 パートナーシップ宣誓を受けた際に確認した事項

この証明書は、市長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の者が、下記の事項に該当しないと認めた場合に交付されます。

- (1) 配偶者がいないこと。
- (2) パートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
- (3) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない間でないこと。

(親族関係が終了した場合を除く。)

転入予定について

市内に住所を有せず、転入予定の場合には、右に転入予定日を記載します。

転入予定日

年 月 日

通称名を使用した宣誓について

以下に戸籍上の氏名（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

〈フリガナ〉	〈フリガナ〉
〈氏名〉	〈氏名〉
〈戸籍上の氏名〉	〈戸籍上の氏名〉

第 年 月 号
日

パートナーシップ宣誓証明書

氏名

氏名

住所

住所

年 月 日生

年 月 日生

子 氏名

子 氏名

年 月 日生

年 月 日生

宣誓日 年 月 日

上記両名が、船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、互いをパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓したことを証明します。

互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うこと

船 橋 市 長 ○ ○ ○ ○

(裏)

注意事項

- 1 この証明書は、船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って利用すること。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出ること。
 - (1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。
 - (2) パートナーシップが解消されたとき。
 - (3) 双方が市外へ転出したとき。
 - (4) 一方が死亡したとき。
- 3 2(2)、(3)に該当する場合は、この証明書を市長に返還すること。

この証明書の提示を受けた方へ

船橋市は、誰もがお互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまちの実現を目指すため、この証明書を発行しています。

市民や事業者の皆様には、このパートナーシップの趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1 パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うことを約した2人の関係を言います。

2 パートナーシップ宣誓を受けた際に確認した事項

この証明書は、市長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の者が、下記の事項に該当しないと認めた場合に交付されます。

- (1) 配偶者がいないこと。
- (2) パートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
- (3) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない間でないこと。

(親族関係が終了した場合を除く。)

転入予定について

市内に住所を有せず、転入予定の場合には、右に転入予定日を記載します。

転入予定日

年 月 日

通称名を使用した宣誓について

以下に戸籍上の氏名（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

〈フリガナ〉 〈氏名〉 〈戸籍上の氏名〉	〈フリガナ〉 〈氏名〉 〈戸籍上の氏名〉
----------------------------	----------------------------

パートナーシップ宣誓証明カード

船橋市パートナーシップ宣誓の取り扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。

宣誓日 年 月 日 交付日 年 月 日

氏名

住所

年 月 日生

氏名

住所

年 月 日生

船橋市長 〇〇 〇〇

この証明書の提示を受けた方へ

船橋市は、誰もがお互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまちの実現を目指すため、この証明書を発行しています。

市民や事業者の皆様には、このパートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）

〈氏名〉

〈戸籍上の氏名〉

〈氏名〉

〈戸籍上の氏名〉

特記事項

緊急連絡先（自由記載）

【交付】 船橋市市民生活部市民協働課 047-436-2107

パートナーシップ宣誓証明カード

船橋市パートナーシップ宣誓の取り扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。

宣誓日 年 月 日 交付日 年 月 日

氏名

住所

年 月 日生

氏名

住所

年 月 日生

船橋市長 〇〇 〇〇

この証明書の提示を受けた方へ

船橋市は、誰もがお互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまちの実現を目指すため、この証明書を発行しています。

市民や事業者の皆様には、このパートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）

〈氏名〉 / 〈戸籍上の氏名〉

〈氏名〉 / 〈戸籍上の氏名〉

子の氏名 (令和 年 月 日生)

特記事項

緊急連絡先（自由記載）

【交付】 船橋市市民生活部市民協働課 047-436-2107

パートナーシップ宣誓継続申告書

（あて先）船橋市長

私たちは、船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、転入前の地方公共団体において証明書等類似書類を交付されたこと及び次に掲げる事項を申告します。

互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うこと。

申 告 者					
（フリガナ）			（フリガナ）		
氏 名 （自 署）			氏 名 （自 署）		
（通称名の場合、 戸籍上の氏名※1）			（通称名の場合、 戸籍上の氏名※1）		
生年月日		年 月 日	生年月日		年 月 日
連絡 先 ※ 2	住 所		連絡 先 ※ 2	住 所	
	電話番号	()		電話番号	()
	メールアドレス			メールアドレス	

※1 外国人等の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して申告を行った場合には、証明書の裏側に戸籍上の氏名が記載されます。

※2 必要に応じ市から連絡する場合があります。

なお、申告にあたり、次に掲げる事項を確認しました。

第3条	確認事項（該当項目に✓をつける）		
第1号	2人とも、成年に達している。		☐
第2号	2人の少なくともいずれか一方が、市内に住所を有している。		☐
	いずれも市外在住の場合	2人の少なくともいずれか一方が、市内への転入を予定している。※3 転入予定日 年 月 日	☐
第3号	2人とも、婚姻していない。		☐
第4号	2人とも、共に申告を行おうとしている者以外とのパートナーシップを形成していない。		☐
第5号	直系血族又は3親等内の傍系血族の関係ではない（養子と養方の傍系血族との関係を除く）。		☐
	直系姻族の関係ではない。		☐
	養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属の関係ではない（親族関係が終了した場合を除く）。		☐
本申告書に基づき転入前の地方公共団体に申告内容を通知することに同意します。			☐

※3 市内に転入したことが分かるもの（転入後に発行された住民票の写し等）を申告をした日から3か月以内に提示し、その写しを提出してください。

年 月 日

パートナーシップ変更・解消届

（あて先）船橋市長

船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定に基づき、以下のとおり変更があったこと又はパートナーシップを解消したことを届け出ます。

宣誓日	年 月 日
-----	-------

宣 誓 者			
（フリガナ）		（フリガナ）	
氏 名		氏 名	
（通称名の場合、 戸籍上の氏名）		（通称名の場合、 戸籍上の氏名）	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日

窓口に来た者（宣誓者のいずれかに限る）	
住 所	
氏 名	
原因日	年 月 日
変更する事項又は 解消した理由 （右のいずれかに✓）	☐ 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認した事項の変更※1 _____ _____ ☐ パートナーシップが解消された ※2 ☐ 双方が市外へ転出した ※2 ☐ 一方が死亡した
電話番号	()
メールアドレス	

※1 変更後の事項が記載された書類（住民票の写し等（3か月以内に発行されたもの））を提出してください。

※2 パートナーシップ宣誓証明書（第3号様式）及びパートナーシップ宣誓証明カード（第4号様式）を返還してください。

※3 必要に応じ市から連絡する場合があります。

注意：宣誓者のうち、市職員の面前でこの届出を提出したことを確認することができない者があるときには、その者に対し、この届出を受領したことを通知します。

子に関する届

（あて先）船橋市長

船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、子に関する届を提出します。

理由（いずれかに○をしてください。）

（１）子の氏名の記載

（２）子の氏名の削除

（３）その他（ ）

上 記 に 関 す る 子

（フリガナ）		（フリガナ）	
氏 名		氏 名	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
宣 誓 者			
（フリガナ）		（フリガナ）	
氏 名		氏 名	
（通称名の場合、 戸籍上の氏名） ※1		（通称名の場合、 戸籍上の氏名） ※1	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日

届 出 者

氏 名	
-----	--

※1 子の氏名の記載の場合には、宣誓者双方が自署してください。

※2 既に宣誓されている方は、パートナーシップ宣誓証明書（様式第3号）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第4号）を添付して提出してください。

確認事項（該当する□に「✓」をつける）

子の同意を得ている。※15歳以上の子の記載の場合

□